

ザーヤンデルードの用水配分に関する一考察

岡 崎 正 孝

は し が き

イラン高原中央部を流れ、エスファハン地方に恵みをもたらしてきたザーヤンデルード「川」の水は、古来、慣行に基づき、水利権を有する村々の間で配分されてきた。一九世紀の地誌『エスファハン地誌』は、「正義の諸王の時代に、この川の「水利」秩序を保つため、知事と技師に命じて、各地区（District）および各村の面積、土地の吸水力をはかり、それぞれの土地の「用水の」適正量を決めさせた。そして、ミーラーブに命じて各地の用水配分を行わせた」と伝えており、⁽¹⁾ イブン＝ルスターは、サーサーン朝のアルダシール一世（一二二一一一四〇）が初めてこの川の用水配分の規則を制定した、と述べている。⁽²⁾ この川の用水配分慣行は、遅くとも、サーサーン朝下では確立していたものと思われる。

しかし、エスファハンが首都となつたサファヴィー朝下（一五〇一一一七二二）で、伝統的用水慣行が大幅に改

ザーヤンデルードの用水配分に関する一考察

岡崎

第六十九卷 三〇七

められ、さらに、カージャール朝下（一七九六—一九一五）においても、大きな変更をみた。本稿では、一九世紀の地誌および筆者が入手した配水文書から、いの川の配水慣行の実態を紹介するとともに、用水配分がどのようにして更改されたかを見る」とにより、イラン農業で土地以上に重要な要素である水を支配する論理は何であったかを明らかにしたい。

1 シェイフ＝バハーリーのトウーマールについて

サファヴィー時代に勅令によつて、配水慣行が改められた。この勅令は「シェイフ＝バハーリーのトウーマール（卷物）」（Tūmār-e Sheikh Bahā’ī）と称され、シェイフ＝バハーリーによつて作成されたとされている。勅令の内容は、一九三七年に A・K・S・ラムトンによつて紹介され⁽³⁾、さらにトウーマール全文はエスファハン大学のマフムーディヤーン氏の著作（Zāyandeh Rūd-e Esfahān）に収録されている⁽⁴⁾。

トウーマールの主文は次の通りである。

彼は至高なる神にして、その御力は全能なり。

天に住み、楽園に住まわれる君主、シャー＝タフマースプ（神よその墓所を照らしたまえ）の印璽
ここに勅令が下された。祝福されし川、エスファハンのザーヤンデルードの村々の間で「その」持分に関し係争
が生じてゐるので、有能なる政府の高官、最も信頼の置け、最も高齢な人々の中から数人が任命され、偉大な

るモストウフイー達の署名並びに〔川に〕共有の権利を有するボルークのキャドホダー及びリーシュセフイード達の確認のもとで、各ボルークのすべての村々 (*qorā o mazare*) の持分 (*sehām o hessēh*) が、虚偽と作為なく、その土地の能力及び必要性に基づき決定され、これを施行すべく、拘束力ある契約として (*dar qeide al-eṭezaṁ*) 登記される。ジェイ・ボルークは祝福されし川で灌漑されているボルークの中央に位置して居るため、古来、祝福されし川のマーラード職は、同ボルークの信頼の置け信用のあるキャドホダーの中の一人に委ねられており、これに従つむべしや。

各ボルークの代官 (*āmel va ḥābet*)、キャドホダー及びリーシュセフイード、祝福されし川のマーラード、モバーシェル、マーディー・サーハール及び他の水役 (*amaleh*) は、この命令に従い、トウーマールの規定に基づき、それぞれの引水権 (*haqqābeh*) を認め、持分及び取り決めを実施すべし。これに違反する行為は許されず、思慮深き有能なる政府の役人により処罰されるものとする。

九二二三年ラジャボル・モラッジャブ月

〔一五一年七／八月〕

世界征服の君王 (*nāvvāb-e gitū setān*) の命令、モストウフイーの署名並びにキャドホダー及びリーシュセフイード達の確認に基づくエスファハンのザーヤンデルードの祝福されし川の水の配分の取り決めは、下記の通りである。

(以下略)

さて、このトウーマールの冒頭には、シャー＝タフマースプの名があり、主文の日付は「九二三年ラジャボル・モラツジャブ月(一五一七年七月八月)」、さらにこれはシェイフ＝バーハーイーのトウーマールと称されている。しかし、表題にあるタフマースプの在位は九三〇一八四(一五二四一七六)年であつて、公布の日付とされる九二三年とは矛盾する。九二三年は初代エスマーリーの統治期である。また、この勅令を作成したとされるシェイフ＝バーハーイーは、九五三(一五四七)年にシリアのジャバル・アーミラに生まれたシーア法、天文学、数学の権威で、イランに招かれ、第五代の王シャー＝アッバース(在位九八九一一〇三八、一五八一一六二九)に重用され、宗教顧問などを務めた人物である(一〇三七、一六二七／二八年没)⁽⁵⁾。九二三年は彼の出生前である。

トウーマールの記述からは、この勅令が誰によって、いつ公布されたかは明らかでない。この点について、ラムトンは、九二三年は誤記であり、トウーマールの隨所に「故サドルによつて与えられた持分……」との記述があるところより、トウーマールはシャー＝アッバース以前に制定されたが、彼のもとでエスファハンのサドルになつたシェイフ＝バーハーイーによつて改訂され、現在に伝わつてゐるものはこの改訂版である、と解釈している。また、ジャヴァーアヘル＝キヤラームは、

(イ) 九二三年には、エスマーリールはトルコ軍との戦いのためナフジャヴァーンにおり、彼には、ザーヤンデルードのことは念頭になかつたはずである。

(ロ) タフマースプは九三〇年に即位したが、九三五年まではホラーサーンでウズベクとの戦いに没頭してい

た。

(ハ) 勅令の用語法および若干の用語は、一九世紀のものに類似している。

(二) 受益村の中には、九二三一年には存在せず、サファヴィー朝中期にできたものが含まれており（たとえば、Tālār-e Ashraf, Jām-e 'Abbāsī, Sa'datābād, Hasht Behest など）、トウマールはサファヴィー朝期には存在したが、これが実施されなかつたか、何らかの理由によつて失われており、後代に、現在のものに書き改められたと考えられる、と述べてゐる⁽⁷⁾。

また、マフムーディヤーンは、ミール=アズロッラー=シャヘルスターイー（Mir Fazulollāh Shahrestāni）が作ったものを、シェイフ=バヘイーが偉大な学者であったとか、シャー=アッバースの治下で彼の名で登記された、との説をとつてゐる⁽⁸⁾。

この問題に關し結論を述べたいが、トウマールの「世界征服の君主（navvāb-e gitī-satān）の命令」なる文言は、これに何らかの手がかりを與へるのではないか。一九世紀の地誌、ファサーリーの『トマールス・ナーメ』に記載⁽⁹⁾、Shāhanshāh-e gitī satān-e Shāh Esmā'il-e Avval ふづつ品述がある。エシキトアヴィー朝トドゥルが『トマールス・ナーメ』に記述するに用いられていたとしたなら、九二三一年はトマールのふづつに誤記ではなく、トスマリーールがこの年にトスマールを下したと考えることができる（ただし、この語が特定の王を指すのかどうか明らかでないが）。そして、これが第二代のタフマースプの治下で改訂され、やがてに大々的な更改がなされたシャー=アッバースの下で、シル

イフ=バハーリーが何らかの形で関与し、「シエイフ=バハーリーのトウーマール」として公布されたものとも考えられる。この問題に結論を下すためには、別の面からの検討が必要であるが、後述するように、これがシャー・アッバースのもとで大々的に改められたことは、間違いないところである。

ラムトン、マフムーディヤーン、キャラームが用いた資料は、「シエイフ=バハーリーのトウーマール」とされているが、それはサファヴィー時代のトウーマールそのものではない。後に述べるが、一九一〇年代にサファヴィー朝のものを基にして改訂が行われ、これを一九一〇七(一九二八)年、エスファハン財務局(Edāreh-ye Māliyeh-ye Esfahān)がエスファハン文書・土地登記所(Dā'ereh-ye Sabt-e Asnād va Amlāki-ye Esfahān)に登記した。これも「シエイフ=バハーリーのトウーマール」と称されており、先にあげた主文に続き、用水区別の持分、用水区・マーディー(用水路)別の水役割り当て数、マーディー・村落別の持分、村落別の水利費賦課額、マーディーの一覧表よりなっている(数字はスイヤーク書体で書かれている)。ラムトンはエスファハン財務局で「トウーマール」を入手したが、これは一九二八年登記のものであり、マフムーディヤーンが利用したものこれである。キャラームは、トウーマールの用語と受益村はサファヴィーのものとは異なるとしているが、それも一九二八年の文書を見てくることによる。

この川の用水配分の資料はこのほかにも残されている。まず、『エスファハン地誌』(三八一四一ページ)には、マーディー名と各マーディーから水を引く村落数の記載がある。この書の著述は一八七五年に始まつており、これは一八七〇年代の実態を伝えるものと思われる。

また、『エスファハン・レイ史』（ジャーベリー=アンサリー著）の一〇七—一五〇ページにも、「マーディー」との持分受益村の記述がある。アンサリーは「〔…〕で、〔…〕これらはサフアヴィーのトゥーマールを写したものであり、現在、相違があつてもそれは筆者の責任ではない」と述べている。⁽¹⁰⁾これを『エスファハン地誌』と比較すると、これより古いことが明白であり、アンサリーの記述はサフアヴィー時代のものとみなしてよいであろう。

アンサリー家の先祖にはサフアヴィー朝・アフシャール朝・ザンド朝下で官吏を務めたものが多く、この中には要職を占めた者も少なくない。著者の父も官吏であり、彼自身も役人となつた。一族のモシーロル=モルクは知事ゼツロッソルタンのヴァジールを務めている。また、サフアヴィー朝の行政便覽の一つ、『ダストウーロル・モルク』の著者ラフィーウッディーン（Mirzá Rafí' al-Dín Mostoufí al-Mamálek）⁽¹¹⁾もその先祖の一人である。

アンサリーは先祖が遺した文書を使って、社会経済史的に貴重な情報に富む本書を著したが、水利に関する部分は同家に伝わったサフアヴィー時代の配水文書を転載したものと思われる（また、本書の巻末には、一九二八年登記の村落別持分表もある）。

次に、一九二八年登記の文書、『エスファハン地誌』とアンサリーを用い、用水配分の実態をみ、ついで、サフアヴィー朝、カージャール朝下でこれがどのように更改されたかを検討しよう。

2 用水配分の実態とその特徴

1. 配水規制

トウーマールによると、用水配分は次のようにして行われる。

各用水区ごとに持分が定められ、用水区内ではマーディー (mādi, 幹線用水路) ごと、マーディー内では該益村ごとに持分が定められている。そして、所定の配水期に、持分に応じた大きさに作られた取水口 (dar-e sar-e mādi) からマーディーに水が流れ、各受益村へは lat と称する取水口を通じて配水される。

(A) 用水区

用水区をキャシック (kashik) とする。これは当時のボルーク (bolūk) のまり、現在のデヘスターへとはほぼ一致する。

用水区は次の7区からなる。

(一) レンジャーン (Lenjān) 区。最上流に位置し、アイドグラハ (Aydoghmarsh)、オショヤーン (Oshyān)、オシユトルジヤーン (Oshtorjān) に分かれる。バーバー・マフムード橋が区境をなし、現行政区では、アイドグラシュ全域、オショヤーンとギャルキヤン (Garkān) の大部分、オシユトルジヤンの一部よりなる。

(2) アレンジャーン (Alenjān) 区。現在のオシュトルジャーンの大部分とギャルキヤンとオシュヤーンの一部が入る。

(3) マールビーン (Mārbīn) 区。現在のボルハール、オシュトルジャン、ギャルキヤン、市区の一部を含む。

(4) ジュイ (Jey) 区。

(5) ケラーンカウ (Kerārej) 区。現在のジュイの一部を含む。

(6) バラーアーン (Barā'aān) 区。現在のジュイの一部を含む。

(7) ルーダーシュテイン (Rūdashtain) 区。

(B) 水利暦

用水配分に用いられた暦法は、春分を歳首とする太陽暦である。各月は三〇日よりなる。

(C) 自由期と規制期

(イ) 自由期

牡羊座一日 (二月二一日) から双子座一五日 (六月三日) までの七五日間、および射手座一日 (一一月一六日) から魚座三〇日 (三月一五日) までの一一〇日間、つまり、一月一六日から六月三日の一九五日間は、規制外で自由に引水である。¹²⁾この期間はアーザード (自由な) とよばれる。

ザーヤンデルードの用水配分に関する一考察

岡崎

(口) 規制期

双子座一六日（六月四日）から蠍座三〇日（一月十五日）までの一六五日間は、次のような方法で配水される。

(D) 用水配分

規制期の一六五日間、全用水は三三サフム (*sahm*) に分けられる（一サフムあたり五日）。各用水区の持分は次の通りである。⁽¹³⁾

レンジャーン	六サフム	(二〇日)
アレンジャーン	四サフム	(一〇日)
マールビーン	四サフム	(一〇日)
ジエイ	六サフム	(三〇日)
ケラーレジュ	三サフム	(五日)
バラーアーン	四サフム	(一〇日)
ルーダーシュテイン	六サフム	(三〇日)

配分は最下流のルーダーシュテインから始まる。双子座一日から一五日間（六月四日から一八日）は他の用水区のマーティーはすべて閉鎖され、ルーダーシュテインに独占的に配水される。このように、一用水区に排他的に配水する」とをヴォネシュ (*vonesh*) といふ。この期間を、ドゥーナーブ (*dūnāb*) というが、これは「小麦が稔り始

める頃に与えられる水」を意味する。また、この区の残りの一五日分は、蠍座一六日から二二〇日（一一月一日から一五日）までに配水される。これも「ヴォネシュ」で、この水は「ハーカーブ」（khākāb）と呼ばれ、「小麦に初めて与えられる水」である。この区は規制期の初めと終わりに「ヴォネシュ」で配分を受けるが、水を最も必要とする夏にはザーヤンデルードの水は使えない。六月一九日から一〇月三一日までの四か月半は、余水を利用するか、他の用水源に頼らざるをえない。

残りの一三五日は、他の用水区の間で次のよう配分される。

(イ) 播種期 (bażkārī)

天秤座一九日（一〇月五日）から蠍座一五日（一〇月三一日）までの二七日間は、麦類の播種のために、次のように配分される。

六用水区の受益村のすべてが同時に取水できるほど水量が豊富な年には、サルキヤルデ (sarkardeh)⁽¹⁴⁾による。サルキヤルデとは、用水区別に取水期を定めず、各マーディーの持分に応じ、取水口を所定の大きさにし、毎日、全マーディーに水を流す方法をいう。⁽¹⁵⁾しかし、水の少ない年には、一持分当たり一日とし（ルーダシュティーンを除き二七日となる）、用水区ごとに日を定め、ヴォネシュによって配水する。⁽¹⁶⁾

(ロ) 田植え期 (tulaki)

蟹座一日から三〇日（六月一九日から七月一八日）は、トゥーラキー（エスファハンの方言で「田植え」をいう）と称し、稻作と夏作のために次の四用水区のみに「ヴォネシュ」によって配水される。レンジャーン・アレンジャーン

ザーヤンデルードの用水配分に関する一考察

岡崎

に初めの九日間、ついでマールビーン・ジェイに六日間、これを二回行う。⁽¹⁷⁾

(八) 夏期減水期

獅子座一日から天秤座一八日(七月一九日から一〇月四日)までの七八日間は、上記四用水区の間で次のように輪番給水される。

つまり、初めの六〇日間はレンジャーン・アレンジャーンに九日間、マールビーン・ジェイに六日間の配水を繰り返し、残りの一八日間は前者に一日間、後者に七日間とされる。⁽¹⁸⁾

トゥーマール記載の配分スケジュールをまとめると、表1のようになる。ここで注目されるのは、実際の配水は先にあげた三三持分に応じてなされていない、という点である。たとえば、四サフムの権利があり、本来、二〇日間引水できるはずのバラーアーンは、実際には「播種期」に四日間(一〇月二八日から三二日)配水されるのみである。「田植え期」と「夏期減水期」、つまり、六月一九日から一〇月一四日までの間は、サルキヤルデが行われる年を除き、用水配分を受けられない。

用水区別の持分日数と実際の配水日数を比較すると、次のようになる。

持分	配水日数
ルーダシュティーン	三〇日——三〇日
ケラーレジュ	一五日——三日
バラーアーン	一〇日——四日

表 1 ザーヤンデルードの用水配分スケジュール

用水区 (kashik)	持 分 サ フ 数	給 水 日 数	双子座 (ホルダード) (6・16- 6・18)	蟹 座 (ティール) (6・19-7・18)	獅子座 (モルダー) (7・19-8・17)	乙女座 (シヤハリ) (8・18-9・16)	天秤座 (メヘル) (9・17-10・16)	蠍 座 (アーバーン) (10・17-11・15)
			(ホルダード) (6・4- 6・18)	(ティール) (6・19-7・18)	(モルダー) (7・19-8・17)	(シヤハリ) (8・18-9・16)	(メヘル) (9・17-10・16)	(アーバーン) (10・17-11・15)
レンジャーン ・アレンジャ ーン	10	50	75	9日 →	9日 →	9日 →	9日 →	11日 →
マールビーン ・シェイ	10	50	53	6日 ↓	6日 ↓	6日 ↓	6日 ↓	7日 ↓
ケラーレッシュ	3	15	3					10日 ↓
バラーアーン	4	20	4					3日* ↓
ルーダーシュテ イン	6	30	30	15日 ↓				4日☆ ↓
	33	165	165	dūnāb (15日)	tūlakī (30日)	(78日)	bazrkārī (27日)	15日 ↓

* 蠍座 9日-11日 (10月25日-27日)

☆ 蠍座 12日-15日 (10月28日-31日)

表 2 規制更改による変化

用 水 区	持 分		配水日数 (B)	受益村数 (C) (1928)	村落規模 (人)	1村当たり受給日数	
	サフム	日数 (A)				改訂前 (A/C)	改訂後 (B/C)
〔上流部〕							
レンジャーン		10		75	124	670	
アレンジャーン					73	657	
マールビーン		10		53	78		
シェイ					107	1057	0.25
〔下流部〕					451		
ケラーレンジュ	3		15	3	28	286	0.65
バラーアーン	4		20	4	77	123	0.29
ルーターシュティン	6		30	30	68	205	0.05
計	33		165	165	555	532	0.44

- 1) 村落の人口は、Farhang-e Joghraffiyā-ye Irān, vol. 10 (1953) から算出。
 2) 更改前の村落数は不明であり、1928年のものを使用。

表3 マーティー・受益村数の変化

用水区	マーティー数		受益村数	
	サファヴィー	カーシヤール (1870's)	サファヴィー	カーシヤール (1870's)
レンジャーン		51	60	111
アイドグマシュ	() ²	(14) ¹⁾	(19)	124
オシュヤーン	() ²	(18) ¹⁾	(23)	(23)
オシュトルジャーン	(11)	(15)	(18)	(19) ¹⁾
アレンジャーン	16	18	22	(29)
マールビーン	7	8	10	(74)
シェイ	6	6	6	73
ケラーレシュ	2	4	5	70
バラーーン	14	15	15	88
ルータッシュテイン	6	3	8	78
計		105	127	112
				107
				26
				28
				53
				66
				68
				555
				526

1) 4マーティー、4村落欠落している。

2) サファヴィー朝期のこの用水区のデータは記載がない。

出所) サファヴィーは、Jāberī-ye Ansārī, *Tārīkh-e Esfahān va Rei*, pp. 107-150.

カージャールは、Tāhvīlār-e Eṣfahān, *Joghrañīyā-ye Eṣfahān*, pp. 38-41.

1928年は、筆者が1976年に入手したトゥーマールのコピー。

レンジャーン・アレンジャーン

五〇日——七五日

マールビーン・シヒイ

五〇日——五一日

ケラーレジュとバラーアーンは、市より下流に位置する。この二区は持分日数が著しく減らされ、一方、レンジャーンなど上流部四区の配水日数が大幅に増やされている。つまり、このトウーマールによると、灌漑用水を必要とする期間は、エスファハン市より上流部の四区が用水を独占しているのである。これはサファヴィー時代の改訂、つまりシェイフ・バハーリーのトウーマールによって変更されたものであるが、この点については、次章で詳述する。

2. ミーラーブと用水管理

イスラム法によれば、大河川はイスラム共同体の共有財産であり、その管理は国家が司るものとされていた。⁽¹⁹⁾ ザーヤンデルードはイラン第二の河川であり、国の管轄下にあつた。ザーヤンデルードのミーラーブ(Mirāb-e Dār al-Saltaneh-yé Eṣfahān)は、サファヴィー前より流域の中央に位置するジェイ区のキャドホターの中で最も信頼の厚い者が選ばれるのが慣例化していた。⁽²⁰⁾

ザーヤンデルードのミーラーブの職掌については、『タズケラトル・モルーク』⁽²¹⁾ならびに『ダストウーロル・モルーク』⁽²²⁾に次のよう記述されている。

(イ) マーディー・サーラール(マーディーの水番、受益村から互選される)の任免。

(ロ) ノウルーズの夜、マーディー(幹線用水路)ならびにナフルおよびジャドヴァル(ともに支線用水路)の土を農民に命ずる。

(ハ) 所定の持分に基づき、水利権を有する村に用水配分を行う。

(二) 水利権侵害の監視。

(ホ) 水論の裁定。

ミーラーブは王領地庁 (*Sarkār-e Khāssah-ye Sharifān*⁽²⁴⁾) に属していた。『タズケラトル・モルーク』には、主たる役人の俸給表があるが、ミーラーブについてはない⁽²⁵⁾。『ダストゥーロル・モルーク』によると、ミーラーブには、毎年、王領地から俸給が支給されていたが、その額はもして多くはなかつたようである。

ミーラーブは地位の高い役人ではなかつたが、彼は受益村から一定額の報酬 (*mavājeb-e mirābi*) を受け取り、かれに水利権者からはるまざまな形で贈り物さらに賄賂を受け取つており、ケンペルによると、その収入は同行の長官 (*Nāzir-e Boyūtāt*) よりも多かつた。シャルダンによると、それは四〇〇〇トマンに達していた⁽²⁶⁾。ちなみに、長官の俸給は六〇〇一、五〇〇トマン、アッバース一世のフランス人お雇い金細工師のそれは三〇一四〇トマン、各種王當工房の長は二〇一四〇トマンにすぎなかつた⁽²⁷⁾。

用水は用水区単位に配分される。配水を受けないマーディーの取水口は閉鎖するが、これは他区から調達された農民(マルデ・カーセド *mard-e qāṣed*)一九一〇年代には一七五人)によつてなされる。閉鎖の前日にミーラーブがカーセドを召集し、所定のマーディーへ行くよつに命ずる。そして、刈り株 (*shūsh*) とマルグ (*margh*) とこう

草を集めさせ、翌朝、日の出から二時間以内にマーディーを閉鎖させ、適切に閉鎖されているのを確認し、封印する。⁽²⁸⁾ カーセドには報酬が支払われるが、それは閉鎖するボルークに課される *rosūm-e noukar-e mirābi* から与えられた。

各村への引水は、マーディー・サーラールがもつてている配水文書に基づいてなされる。

ミーラープは用水配分に全権を有し、水利秩序の維持に重要な役割を果たしていた。政情が安定している時は、ミーラープはその機能を果たしたが、ミーラープが権力によつて廃止された時もあつた。一八七七年から九〇年頃に著述された『エスファハン地誌』によると、「ザーヤンデルードにミーラープはおらず、ボルークの徵税官の管轄下に置かれていた」。⁽²⁹⁾ しかし、同書には、著者の弟は長くミーラープを務めていたとの記述もある。⁽³⁰⁾ カージャール朝時代には、後述するように、知事や有力者による恣意的な引水がなされたが、一九世紀後半、知事のゼツロツソルタンによつて、ミーラープが廃止されたのである。

またサファヴィー朝下では、シャーは他の州にもミーラープを置き、規模の大きな河川を直接支配・管理していたようであり、⁽³¹⁾ ケンペルは、「灌漑用水の貯貨によつて（シャーは）多くの収入を得ている」と述べたのち、フアーレス州知事の言として、フアーレスのバンデ・アミール（コル川にかけられた堰）のみで、年に数千トマンをシャーに納めていた、と伝えていた。⁽³²⁾

3 用水規制の更改

1. サファヴィー朝下における更改

第二節で述べたように、水は三三持分に分けられていた。しかし、サファヴィーのトウーマールによると、持分通りに給水されたのはルーダシュテインのみであつた。それも秋と春に麦畑に灌水されただけで、夏には配水されていない。

また、市より下流のケラージュとバラーアーンはそれぞれ一五日間と二〇日間配水されるべきところが、三日間と四日間しか給水されていない。バラーアーンとケラージュは、かつては六月一九日—一〇月四日の間に二八日間持分を有しており、この水が夏作に使われていた。しかし、トウーマールによると、「レンジャーン・アレンジヤーンなどの価値のある夏作たる米作を考慮し、(二八日分は、この「用水区から)削減され、レンジャーンの持分に加えられ」⁽³³⁾た。このようにして、六月中旬から一〇月までの夏の用水需要期にバラーアーンとケラージュは余水しか利用できなくなり、一方、レンジャーン・アレンジヤーン・マールビーン・ジェイの四区は、この期間中、本来一〇〇日であつたが一二八日間、用水配分を受けることになつた。つまり、表1からも明らかなるように、四区は夏期の用水を事実上、独占することになつた。

第二代のタフマースプの下で、エスファハンにおける土地の開発は進み、また、市周辺の土地の大半は王領地

(ハーレセ)になつた。そのため、王朝は従来の配水慣行の変更を望んだ。

シャー=アッバースの下で、王朝は最隆期を迎えた。エスファハンは首都になり(一〇〇五、一五九六／九七)、市域も拡大し、人口も増えた。シャルダンによると、この町は人口六〇万の世界有数の大都市になつた。⁽³⁴⁾ 王朝により、巨大化した都市の生活用水の確保は緊急の課題であつた。

イランではサーサーン朝以来、蟹座(ティール月)一三日に「アーブ・リーザーン」または「アーブ・パー・シャーン」と称する「水かけ祭り」が行われてきた。サーサーン朝時代、ファールスが大旱魃に襲われた年、待望の雨がティール月一三日に降つた。人々は互いに水をかけあって喜び、これ以降、水かけが年中行事の一つとなつたといわれる。シャー=アッバースは、「王の広場」で行われるポロの見物、狩り、魚釣りのほか、水かけ祭を見物するのを大きな楽しみとしており、彼の時代、とくにエスファハンでこの祭りは盛大に催された。楼閣橋「十三大橋」(Si-o-Se Pol)に顯官や外交官を招き、シャーはザーヤンデルードや用水路(マーディー)の中で行われる水かけ祭りを一日中見物した。この日に一万をこす市民が川に入り、水をかけ合い、川の水が干上がるほどであつたという。⁽³⁵⁾ 夏の水量減少期であるにもかかわらず、この祭りをより盛大にするために、シャーは市内への用水供給を増やそうと考えた。

政情安定のもとで農業は再び活況を呈し、この州の土地開発が積極的に行われ、多くの新田が造成された。一三二九年に八〇〇村にすぎなかつたエスファハンは、一六七〇年には一、五〇〇村を数えたといふ。⁽³⁶⁾ このような事情は必然的に水利秩序の混乱をもたらし、トゥーマールにあるように、水論が続発した。

タフマースプが王領とした土地に加え、シャーラッバースは有力者の土地をも兼併、さらに新田を興し、王領地は一層増加していた。⁽³⁷⁾ とくに、レンジャーンとアレンジャーンの米作地帯で、シャーは王領地を増やした。

経済的な繁栄の結果、都市における米の需要がいちじるしく高まつた。米は有利な商品作物であつた。レンジャーンとアレンジャーンではとくに米作が進展し、ここでは、トウーマールによると、各村三・三ジャリープの水稻を栽培し、一、〇〇〇マン（約六トン）の穀を国に納入するよう定められていた。⁽³⁸⁾ 一、〇〇〇マンは収量の二分の一を越えており、これは税金ではなく、王領地における小作料を指すものと思われる。（ケンペルによると、水田の場合、王は収穫の五分の三をとつていた）。配水慣行更改の理由の一つは、米作の保護・奨励にあつたが、それは王領地における米作のためであつた。つまり、王領地の生産性増大が、更改の主たる目的であつた。

ここにあげたように、市より上流に集中する王領地への優先的な用水供給、王の娯楽用も含め都市用水の確保、水利秩序の回復のため、シャーラッバースは用水規制の大々的な改訂を行つた。用水配分は人々の利害に直接係わる重大問題であり、独断専横に行えば、反発を招きかねない。王領地に有利な更改をスムースに行うには、有徳のシェイフ・バハーアーイーを登場さすのが、最も賢明な方法であつた。そこで、宗教界の権威、バハーアーイーに立案させ、ここで前記のような、下流域のケラーレジュとバラーアーンを犠牲にした規制を制定した。ただ、各用水区ごとに定められていた持分（全体で三三サフム）は名目的に残し、運用上、給水日数を変えるという方法をとつた。

アンサーリーによると、バラーアーンはサーサーン朝下で繁栄を享受し、川の両岸には一面に豊かな耕地が広ザーヤンデルードの用水配分に関する一考察 岡崎

がつていた。エスファハンが首都となり、レンジャーンで米作が始まり、また王の娛樂のため水が止められるまでは、バラーアーンでも米作が行われ、多くの園地があつた⁽³⁹⁾。一九世紀初頭に、この地を訪れたJ・モーリアも、エスファハン市の東方は西方に比べ荒廃し、かつては貴族の居住地であつたシャハレスタンは今は荒廃している、と記している。⁽⁴⁰⁾

この両地区では、夏期の用水供給が断たれたため、米作は廃れ、夏作は井戸と、地下水を水源とし、開渠で導水するケイ(⁽⁴¹⁾kei)に頼らざるをえなくなつた(なお、この地方のケイは、川からの用水供給が断たれた後に作られたものかもしれない)。

更改による下流部の荒廃は数字にも現れている。つまり、表2から明らかなように、更改前は、この川の水はほぼ均等に配分されていたとみてよいが、更改後は不均衡が大きくなり、一村あたりの用水供給は上流部の○・三一〇・四日に對し、下流部では○・〇五一〇・一日と大きな差ができた。これはまた、村落の規模に如実に現れている。アンサーリーは、「かつてはバラーアーンには大きな村が多く、多数の村名が史書に残されている」と述べているが⁽⁴²⁾、バラーアーンでは更改後は、村の規模は縮小した。ちなみに、一九五三年の統計でみると、上流三区は一村当たりの人口は六〇〇人を越えているのに対し、バラーアーンでは一二三人にすぎない。

サファヴィー朝下においては、王の論理による用水配分が支配的であり、多くの村がその被害を蒙らざるをえなかつた。

2. カージャール朝下における更改

一七二二年のアフガンの侵入はこの地方に甚大な被害を及ぼした。アンサーリーによると、トルコ・モンゴルの侵入の影響は一時的なものにすぎなかつたが、アフガンの侵入、それに続く戦乱の影響は長く続き、二〇〇年の痕跡が残つたといふ。ザンド朝のキャリーム^ハンの死（一七七九）に伴うザンド族の内訌、カージャール族とザンド族の間の抗争はエスファハン地方にも大きな影響を及ぼした。二〇年にもわたる戦乱によって、この地方は疲弊し、かつては多くの人口を擁した町（カサベ）も荒廃し、ザーヤンデルード流域の広大で肥沃な土地も荒地と化してしまつた。

このような事情は土地所有のみならず、水利秩序にも大きな混乱をもたらした。また、政情不安によりカナートの維持管理も適切になされず、多くのカナートが使用不能となつた。一九世紀初めになつて、ようやく政情は安定したが、住民は染色、紡績、皮なめしなどで生計をたて、土地と水を求める者はいなかつたといふ。⁽⁴³⁾

重税にあえぐ地主達は土地を手放した。さらに、一八〇四／〇五年のイナゴの害により、翌年分の種子すら残すことのできない土地所有者も多くでた。ここで、知事のサドレ^エスファハニー（のちに、フタタリ^シヤーの宰相になる。在職一八一九—二三）は、農業を営む力をなくしたこれらの土地所有者達やワクフのモタヴアツリーから、私有地やワクフ地を安く買取つたり、借地したりした。さらに、国有地を有利な条件で借地し、新田開発を積極的に行ひ、所有規模を拡大、一九世紀前半の大土地形成者の一人となつた。⁽⁴⁴⁾

サドレ＝エスファハーニーはエスファハンの繁栄に貢献したとされているが、同時に、水利権の侵害も行つた。彼は混乱に乘じ、自己の土地に有利なように水利慣行を変えた。マールビーンの三マーディー、ジェイの一マーディーで村の持分を一部変更したことがトウーマールに記載されているが⁽⁴⁵⁾、それは一例にすぎない。彼はまた、マーディーをいくつか新設している。農民に種子と土地を与えただけで、小作料として収穫の四分の三も取つていたといわれるが、それはマーディーを彼が作ったことによるという⁽⁴⁶⁾。

ナーセレッディーン＝シャーの長男で、一二一八三（一八六六／六七）年から一三一四（一九〇六／〇七）年までエスファハン州知事を務め、さらに全盛期には（一八八七年）、ファールス、フーゼスター、ヤズド、ケルマンほか多くの州の知事を兼任し、イランのほぼ半分をその支配下においていたゼッロツ＝ソルタンも、権力によつて水利権の侵害を行つた。彼はみずから多くの村を興したのみならず、地主達から没収同様にして土地を取得し⁽⁴⁷⁾、イランで最大の地主の一人となつていた。さらに、彼は国有地も借地（moqāṭa‘eh）していた。ゼッロツ＝ソルタンの土地はエスファハンの米作地帯である上流部に集中しており、彼は自己の土地に有利なように、ザーヤンデルードの水を取り入れていた。⁽⁴⁸⁾

地誌が伝えるように、この時代には、新田開発とともに、マーディーの開削も進んだ。ゼッロツ＝ソルタンの子、アクバル＝マスウード＝ミールザーが、一九一〇年代に、九〇、〇〇〇トマンの巨費を投じ、バーゲ・ヴォフシュ・マーディーを作つたのはその一例である⁽⁴⁹⁾。サファヴィー時代の実態を示すと思われるアンサーリー、一八七〇年代の『エスファハン地誌』、一九二八年登記のトウーマールの三種の資料に記載されているマーディー名を比較し、

マーディー数の変化を示したのが表3である。これより、『エスファハン地誌』以降、つまり一八七〇年代以降、二二本のマーディーが新たに作られたことが分かる。そして、これらのマーディーはその大半がゼツロツソルタンが主要な地主となつてゐるレンジャーン、アレンジャーンなど市の西方に集中してゐる。このことは、マーディーの多くが、彼の手によつて建設されたことを窺わせる。

このようないま新設は、既得権の侵害をもたらす。既存のマーディー、村落の中に、持分を減らされるものが多出し、水利秩序が混乱した。

ゼツロツソルタンは自己の保有する土地（私有地と借地していた王領地）を、一年契約で高い借地料を提示する者に一括して貸し付けていた。一九世紀末にゼツロツソルタンの土地を借地していたのは、エスファハンのモツラ・バシであつた。彼は、一九〇四年、四、〇〇〇トマンを提示したミールザーリー・ハング借地するまで、長期間にわたりゼツロツソルタンの土地の借地人であつた。⁽⁵⁰⁾

一八九九／九〇年の冬、降水量が少なく、また翌年も雨が少なかつた。ザーヤンデルードの水量は著しく減少した。ここでモツラ・バシは、自分が借地・經營している土地の用水を確保するため、自由取水期（六月三日まで）であるにもかかわらず、五月七日ごろからザーヤンデルードの水をレンジャーンで堰止め、下流には水を流さなかつた。下流のエスファハン東部では事態は深刻になり、英領事報告によると、五月の終わりには水利権者一、〇〇〇人ほどがマスジデ・シャーに集まり、エスファハンでゼツロツソルタンに次ぐ権力者であつたアガーナジャフイー（マスジデ・シャーにホウゼー学院一をもつモジュタヘド）に嘆願した。しかし、アガーナジャフイーは

これを無視、またゼッロツ＝ソルタンもモッラー・バシの行為を黙認していた。⁽⁵¹⁾そのため、東都では、水不足のため作物は甚大な被害を被つた。

このように、カーニャール朝下では、有力者による水利慣行を無視した取水が行われ⁽⁵²⁾、一八七〇年にはすでに「サファヴィーの配水法は名目的なものでしかなく、廃れてしまつていた」⁽⁵³⁾。

サファヴィー朝からカーニャール朝時代を通じ、ザーヤンデルードの用水配分には権力の論理が強く作用した。農業を営むための最も重要な要素である水を、権力が意のままにした。

ゼッロツ＝ソルタンが絶対的な権力を有している間は、用水配分に対する不満は沈潜していたが、二〇世紀初頭、ゼッロツ＝ソルタンの権力が弱化するや、水利権者達はサファヴィー朝の規制通りに用水配分を行^うよう政府に請願を繰り返した。しかし、立憲革命という政治状況の大きな変化にもかかわらず、事態はなんの進展もみなかつた。水利権者の要求が実現したのは、ようやくレザーア＝シャー期になつてからであつた。ゼッロツ＝ソルタンが死亡し（一九一七／一八）、レザーア＝シャー（一九二五／四一）初期に、時の有力者の一人、ハジー＝ミールザー＝ボナクダールブル邸に、上流部からアクバル＝マスウード（ゼッロツ＝ソルタンの子）の一派が、そして下流部からはシヤリーアトメダール一派が集まり、配分規制改訂のための会合がもたれた。そして、話し合いを重ねたすえ、サファヴィー朝下の慣行を若干修正した規制が作られ、知事がこれを認可し、ここに配水慣行の混乱に終止符がうたれた。これまでスィヤーク体で書かれていたトゥーマールは印刷体に書き改められ、文書登記法の施行に伴い、一三〇七（一九二八）年に登記され、現在もこれが若干修正され、実施されている。

註

- (21) 本書は著者不明のものであるが、ターネルハーブハナ
一氏は、本書の写本の「アラビヤ語による注文か」
一スルキーナー・ミンザ・サニア (Rustum al-
Tavārikh の著者 Rustam al-Hokmā の曾祖父の兄弟
衆) による、アラビヤ語による注文を「アラビ
ア」に用ひた。アラビア語による注文は、アラビ
ア語による注文を「アラビア語による注文」
と表す。

(22) *Tadkīrat al-Mulūk*, tr. by V. Minorsky, Gibb
Memorial Series (Cambridge, 1943), p. 83; *Dastūr
al-Mulūk*, pp. 104-05.

(23) 三ふルムカルトスの幹線用水路をアーリー
(mādi) ヴーイーからムカルトス水路をアーチムカルトス
(jadvar) ヴーイーからムカルトス水路をアーチムカルトス
(jūi) ルマラハ (Kaempfer, *Dar Darbār-e Shāhanshāh-e
Īrān*, tr. Kaykāus Jahāndār, Tehrān, 1350/1971, p.
188).

(24) “sarkār,” in Mohammad Mo'in, *Fārhāng-e Fārsī*;
Dastūr al-Mulūk, p. 105.

(25) *Tadkīrat al-Mulūk*, pp. 85-100.

(26) Kaempfer, pp. 103-04; Chardin, *Siyāhat-nāmeh-e
Shāhādān*, tr. Mohammad 'Abbāsī (Tehrān, 1345/1966),
vol. 4, p. 305.

(27) Kaempfer, pp. 151, 155; *Dastūr al-Mulūk*, p. 55.

(28) *Tūmār*, p. 6, II. 1-7.

(29) *JE*, p. 128.

(30) *ibid.*, p. 74.

(31) Chardin, vol. 4, p. 305.

(32) Kaempfer, p. 117.

(33) *Tūmār*, p. 4, II. 8-9.

(34) Chardin, vol. 7, pp. 50-51.

(35) 補綴「カナーレ・シラフニ・水かさ」〔異脚〕 111 | — 11
(| 水バカ | 11)’ 41〇—41 | 頃°

(36) Chardin, vol. 6, p. 125; P. Petrushevsky et,
Tārikh-e Īrān, tr. Karim Keshavarz (Tehrān, 1354/
1975), p. 533.

(37) Nasrullāh Falsafi, *Zendegāni-ye Shah 'Abbas
Avval*, vol. 3 (Tehrān, 1353/1975), p. 271.

(38) *Tūmār*, p. 4, II. 15-18; Kaempfer, p. 127.

(39) Ansāri, pp. 140-41.

(40) J. Morier, *A Second Journey through Persia,
between the Years 1810 and 1816* (London, 1818), p.
138.

(41) 補綴「アーラハ農業水利史」〔異脚〕 111 — 11
(| 水バカ | 11)’ 41〇—41 | 頃°

- (42) Anṣārī, p. 141.
- (43) ibid., pp. 41-42, 92.
- (44) Anṣārī, pp. 41-42; Mahmūdiyān, p. 97. 括弧内「アーリー」。
- (45) *Tāmār*, p. 22, II. 7-17, p. 21, II. 11-17.
- (46) Morier, p. 154.
- (47) S. Shafiqi, *Joghrāfiyāt-e Eṣfahān* (Eṣfahān, 1353/1974), p. 293.
- (48) Mahmūdiyān, p. 97.
- (49) ibid., pp. 97-98.
- (50) Great Britain, Foreign Office(FO), 248-820, Ispahan, from Aganoor, No. 6, Feb. 1, 1904.
- (51) FO, 248-742, Isphahan, from Aganoor, No. 21, May 21 and No. 30, Aug. 13, R. M. Burrell, *Aspects of the Reign of Muazzaf al-Din Shah of Persia*, Ph. D. Thesis, University of London, 1979, p. 254.
- (52) Mahmūdiyān, p. 97.
- (53) JE, p. 41.

なお、本稿が「昭和大一・大二年度文部省科学研究費補助金・総合研究「ペルシア語文化圏の城郭の歴史とその総合的研究」（研究代表者・志茂頼敏）における研究成果の一部である。